

西新井町自治会 隣組長の役割

A4用

足利市西新井町自治会会則第11条により選出された隣組長は、下記の代表的な任務に当たる。

- ① 自治会費の集金と納入。
- ② 納涼祭寄付金の集金と納入。
- ③ 福祉関係募金の配布と集金納入。



- ④ 各種会議への出席。
 - イ) 定期総会・隣組長会議
 - ロ) 各種催し物への会議等

- ⑤ 各種催し物への参加。

- イ) 納涼祭
- ロ) (敬老会)
- ハ) 体育祭
- ニ) 文化祭等

- ⑥ 市広報、回覧等の配布。

- ⑦ 新加入・退会者の案内。



- ⑧ 各隣組固有の任務遂行。

- ⑨ その他自治会より要請のあった事柄。

- ⑩ 隣組内の安全点検と連絡。



- ⑪ 担当ゴミステーションの維持管理・清掃当番の維持管理

- ⑫ 任期は来年4月の定期総会出席まで

以上